

令和2年度

介護サービス及び障害福祉 サービス事業者のための集 団指導

相模原市役所健康福祉局

地域包括ケア推進部福祉基盤課

1 .

新型コロナウイルス 感染症に係る対応に ついて

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、次の対応をお願いします。

1 - 1 .

新型コロナウイルス
感染症に係る対応に
ついて
(全サービス編)

1 - 1 - 1 .

新型コロナウイルス 感染症の拡大防止に ついて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

- ▶ 社会福祉施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。
- ▶ 感染防止対策については、厚生労働省ほか連名事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」等により示されており、その他の感染症対策等をまとめた内容についても、厚生労働省ホームページに掲載されているため、確認をお願いします。

1 - 1 - 2 .

新型コロナウイルス
感染症の拡大防止に
ついて特に留意する
こと

1 - 1 - 3 .

新型コロナウイルス 感染疑い発生時の対 応について

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応について

- ▶ 新型コロナウイルス感染疑いの事例が発生した場合、かかりつけ医に相談し、PCR検査等を実施することになった場合は、その時点で福祉基盤課まで連絡をしてください。福祉基盤課では、情報の整理を行うとともに、今後の対応について確認をしています。
- ▶ PCR検査等の結果についても、福祉基盤課へ連絡をしてください。検査結果が陽性となった場合は、今後のサービス提供等について福祉基盤課等と協議する必要があります。
- ▶ 新型コロナウイルス感染疑い発生時対応フローについては、相模原市ホームページに掲載しています（ページ番号1018773）。

1 - 1 - 4 .

新型コロナウイルス
感染症に係る介護
サービス・障害福祉
サービス支援事業に
ついて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス・障害福祉サービス支援事業について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、介護サービス・障害福祉サービス事業所等における通常のサービスの提供時では想定されないかかり増し経費等（事業所等の消毒費用等）を補助する事業です。
- ▶ 対象となる事業所は以下のとおりです。
 - 神奈川県又は市から休業要請を受けた通所系・短期入所系サービス事業所
 - 利用者又は職員に感染者が発生した事業所・施設等
 - 濃厚接触者に対応した訪問系・短期入所系サービス事業所、施設等
 - 通所系サービス事業所、障害者短期入所サービス事業所、障害者支援施設等が、居宅へ訪問しサービスを提供した場合
 - 又は 及び自主的に休業した介護サービス事業所等と連携した事業所
- ▶ 令和3年3月31日までに実績報告が終了する必要があります。
- ▶ 詳細については相模原市ホームページに掲載しています（ページ番号1020850（介護分）、1022557（障害分））。

1 - 1 - 5 .

各種申請書類の提出 方法等について

各種申請書類の提出方法等について

○新規指定申請について

・ 現行

指定申請受付期間内に来庁により申請。
窓口にて受付を行う。

・ 令和3年度以降

電話連絡・平面図提出

受付期間：指定希望日の前々月の15日まで
申請書類を提出する前までに行うこと

受付方法：電話連絡の上、平面図を郵送で提出

申請書類提出

受付期間：指定希望日の前々月の1日～末日

受付方法：郵送

各種申請書類の提出方法等について

○指定更新申請について

・ 現行

指定更新に係る手続きについて発送又は電話等によりお知らせをする。
事業所は来訪又は郵送にて申請書類を提出。

・ 令和3年度以降

更新予定事業所一覧を市HP又は「障害福祉サービスかながわ」に掲載。
更新予定事業所については、受付期間内に郵送にて申請書類を提出。

詳細は市HP又は「障害福祉サービスかながわ」に掲載の「指定有効期間満了に係る指定更新について」を別途ご確認ください。

各種申請書類等の提出方法について

○変更届について

・ 現行

変更届の内容により、

事前提出（郵送可）、来庁にて提出、事後提出（郵送可）の方法により提出。

・ 令和3年度以降

事前提出、事後提出どちらも原則郵送での提出とする。

来庁にて提出を求めていた変更事項については、来庁を必要とせず、事前提出とし、原則郵送での提出とする。

詳細については「変更・加算届の流れについて」（高齢）、「変更の手続き等について」（障害）を別途ご確認ください。

各種申請書類の提出方法等について

掲載場所

○介護サービス事業所

市HPアドレス

トップページ > 申請書ダウンロード > 介護保険 > 介護サービス事業者に係る
申請書・届出書等

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/kaigohoken/1011562.html

○障害福祉サービス事業所

障害福祉情報サービスかながわ

トップページ > 書式ライブラリ > 4 . 相模原市からのお知らせ

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result.asp?topid=13

1 - 2 .

新型コロナウイルス
感染症に係る対応に
ついて
(居宅サービス編)

居宅サービス編では、以下のサービスについて説明します。

- ▶ 居宅介護支援
- ▶ 介護予防支援
- ▶ 訪問介護
- ▶ 訪問入浴介護
- ▶ 居宅療養管理指導
- ▶ 訪問看護
- ▶ 訪問リハビリテーション
- ▶ 通所介護
- ▶ 通所リハビリテーション
- ▶ 福祉用具貸与
- ▶ 特定福祉用具販売
- ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ▶ 夜間対応型訪問介護
- ▶ 地域密着型通所介護
- ▶ 認知症対応型通所介護
- ▶ 訪問介護相当サービス
- ▶ 通所介護相当サービス

目次

1 - 2 - 1 . 居宅介護支援

アセスメント、モニタリングの方法について

サービス担当者会議の開催方法

介護報酬について

加算算定の取扱いについて

1 - 2 - 2 . 訪問系サービス

コロナが疑われる利用者への訪問系サービス

1 - 2 - 3 . 通いサービス

通いサービスでコロナが発生した場合

通いサービスの請求について

1 - 2 - 1 .

居宅介護支援

1 - 2 - 1 - 1 .

居宅を訪問しないア
セスメント、モニタ
リングの方法につい
て

居宅を訪問しないアセスメント、モニタリングの方法について

- ▶ アセスメント、モニタリングについては、原則利用者宅を訪問して行うこと。
- ▶ 利用者又はその家族が訪問を拒否した場合のみ、居宅を訪問しないアセスメント、モニタリングを行うことができる。
- ▶ 居宅を訪問しない場合は、次の方法によりアセスメント等を行う。
 - 電話等で居宅での生活状況等を把握する。
 - 訪問系サービスを利用している場合は、その事業所に居宅での生活状況等を確認する。
 - 通所系サービスを利用している場合は、事業所での様子等を確認する。
 - 確認方法（電話・事業所への訪問など）、利用者の生活状況等を記録する。

1 - 2 - 1 - 2 .

サービス担当者会議 の開催について

サービス担当者会議の開催について

- ▶ サービス担当者会議は、原則今までどおりケアマネ、利用者及び各サービス事業者の担当者が一堂に会し行います。
- ▶ 感染拡大防止の観点から、一堂に会することが困難である場合は、利用者の居宅以外での開催や電話・メール等を活用するなどにより、柔軟に対応することが可能となります。
- ▶ 電話・メール等で行う場合も会議録を作成し、参加者に内容を周知する必要があります。

1 - 2 - 1 - 3 .

居宅介護支援費につ いて

居宅介護支援費について

- ▶ 新型コロナウイルスの影響により、利用者が1月の間に1度もサービスを利用しなかった場合であっても、以下の全てに当てはまる場合は居宅介護支援費を請求することが可能です。

ケアマネは通常どおり月1回のモニタリング等の業務を行っていた。

利用者がサービスを利用しない理由は、感染拡大防止のためである。

サービスを利用する予定はあった。

ただし、歴月を通して、サービス提供を行わないことを事前に把握していた場合は、 に合致しないため、居宅介護支援費の請求は認められません。

1 - 2 - 1 - 4 .

特定事業所集中減算 について

特定事業所集中減算について

新型コロナウイルスの影響により、特定の事業所にサービスが集中した場合

特定事業所集中減算については、新型コロナウイルスの影響により、ケアプランに位置付けた介護サービス事業所が休止等した場合で、継続して利用者に対してサービスを行う必要があるため、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合については減算を適用しない取扱いが可能となります。

その際の記録の取り方

新型コロナウイルスの影響により、事業所を一時的に変更する場合は、変更前、変更後の事業所名、変更理由及びその期間を記録してください。

1 - 2 - 2 .

訪問サービス (介護)

1 - 2 - 2 - 1 .

新型コロナウイルス が疑われる利用者へ の訪問系サービス

新型コロナウイルスが疑われる利用者への訪問系サービス

- ▶ 濃厚接触が疑われる利用者に係る対応
- 保健所と相談した上でケアマネと共に、訪問介護等の必要性を検討してください。
- 訪問介護等のサービス提供が必要な利用者については、感染防止策を徹底した上でサービス提供を行うようにしてください。
- 濃厚接触が疑われる利用者とその他の利用者では、可能な限り担当職員を分けたり、最後に訪問する等の対応を行ってください。
- サービス内容を見直し、訪問時間を可能な限り短時間にできるようにしてください。
- 身体介護については、マスク、手袋、フェイスシールド、ガウンを装着し、介護後は、手洗い等を実施してください。

1 - 2 - 3 .

通所系サービス (介護)

1 - 2 - 3 - 1 .

通いサービスで新型
コロナウイルスが発
生した場合

通いサービスで新型コロナウイルスが発生した場合

▶ 保健所及び福祉基盤課に連絡

- ・保健所に連絡し、営業について指示を仰いでください。
- ・福祉基盤課に連絡し、新型コロナウイルス発生状況及び営業状況を報告してください。

▶ 利用者のサービスを制限又は事業所を休止する場合

- ・ケアマネに報告し、別の事業所でサービスを行うか、通い系サービスの職員が訪問し、サービス提供を行うか検討してください。

1 - 2 - 3 - 2 .

通いサービスの請求 について

通いサービスの請求について

- ▶ **新型コロナウイルスのために、利用者がサービスを利用しなかった場合**
 - ・介護給付費の請求は認められません。
- ▶ **通わないが、職員が居宅を訪問しサービス提供をした場合**
 - ・計画に位置付けられている日にちであれば、サービス提供時間に合わせて請求が可能です。ただし、サービス提供や費用については利用者から同意を得るようにしてください。（最も短い時間の報酬区分またはサービス提供時間に応じた報酬区分により請求可。）
- ▶ **通わないが、電話等による安否確認等を実施した場合**
 - ・健康状態、居宅の療養環境、当日の外出の有無と外出先、希望するリハビリテーションサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能となります。（最も短い時間の報酬区分またはサービス提供時間に応じた報酬区分により請求可。）

1 - 3 .

新型コロナウイルス 感染症に係る対応に ついて

(施設サービス編)

施設サービス編では、以下のサービスについて説明します。

- ▶ 短期入所生活介護
- ▶ 短期入所療養介護
- ▶ 特定施設入居者生活介護
- ▶ 介護老人福祉施設
- ▶ 介護老人保健施設
- ▶ 介護療養型医療施設
- ▶ 介護医療院
- ▶ 小規模多機能型居宅介護
- ▶ 看護小規模多機能型居宅介護
- ▶ 認知症対応型共同生活介護
- ▶ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ▶ 住宅型有料老人ホーム
- ▶ サービス付き高齢者向け住宅
- ▶ 施設入所支援
- ▶ 共同生活援助

1 - 3 - 1

施設内感染対策のためのシミュレーションについて
(介護・障害)

施設内感染対策のためのシミュレーションについて

- ▶ 現在、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、病床がひっ迫したことで、高齢の陽性者であっても入院とならず、施設内で介助を行う可能性が高くなっています。
- ▶ 施設内で感染者の介助を行うことをあらかじめシミュレーションし、対策の検討や体制の整備を行ってください。
- ▶ シミュレーションに当たっては、本市が作成した「感染症の疑い発生時から想定される流れ及び検討事項」や「入所施設におけるシミュレーション事例」を参考にしてください。資料については相模原市ホームページに掲載しています（ページ番号1018773）。

1 - 3 - 2 .

施設における面会の
制限について
(介護 ・ 障害)

施設における面会の制限について

- ▶ 面会については、感染経路の遮断の観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限をしてください。
- ▶ つながりや交流による心身の健康のため、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、管理者の判断により面会を実施する場合は、以下の点に留意してください。

面会者に対して、体温計測をしてもらい、発熱がある場合は面会を断ること。

面会者の氏名、来訪日時、連絡先を記録しておくこと。

面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。

- ▶ 上記は留意点の一部です。詳細は「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」を確認してください。資料については相模原市ホームページに掲載しています（ページ番号1018773）。

1 - 3 - 3 .

退院患者の介護施設
における適切な受入
等について
(介護)

退院患者の介護施設における適切な受入等について

- ▶ 「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」において示しているとおり、施設系及び居住系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症患者の退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないため、適切な受入を行ってください。
- ▶ 同様に、新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、施設系及び居住系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることも、受入を拒否する正当な理由には該当しないため留意してください。
- ▶ 他に、医学的な知見に基づかない理由によるサービス提供の拒否や複数のサービス事業所を利用していることを理由としたサービス提供の拒否についても不適切な受入の拒否に該当します。

2 .

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について（介護）

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定 処遇改善加算について

- ▶ 令和3年度に介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、昨年度とは申請方法が異なるため、留意してください。
- ▶ 申請方法については以下のとおりです。

初めに3月15日までに、「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」を福祉基盤課に提出してください。

次に4月15日までに、計画書その他の必要書類について福祉基盤課に提出してください。
- ▶ 令和3年度分の計画書その他の必要書類については、現在相模原市ホームページに掲載しておりません。掲載を行い次第、別途通知いたします。
- ▶ 「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」については相模原市ホームページに掲載しています（ページ番号1011562）。

3 .

事故発生時の対応等 について

事故の報告について

事故報告

事業者は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じた上で、事故報告書を提出しなければなりません。

報告先

- ・ 事業所の指定権を有する指定都市等、保険者である市町村、家族、ケアマネ（介護事業所のみ）等

報告書提出先

- ・ 事業所の指定権を有する指定都市等、保険者である市町村

報告すべき事故について

(1) 利用者が受傷又は死亡に至る事故の発生

受傷の程度に関係なく、医療機関に受診した場合

利用者が事故発生直後に死亡した場合又は事故発生からある程度の期間を経て死亡した場合。

利用者が病気等により死亡しても、死因等に疑義がある場合。

(2) 誤薬の発生

利用者に医師の処方内容のとおり薬を投与せず、医師の診察又は指示を受けた場合。(利用者の体調に異変がない場合も含む。)

報告すべき事故について

(3) 食中毒及び感染症（結核等）の発生

（介護サービス事業所の場合）

食中毒及び感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）について、サービスの提供に関連して発生した場合又は発生が疑われる場合。

（障害福祉サービス事業所の場合）

利用者の半数以上又は10人以上が感染又はその恐れがある場合。

なお、介護サービス、障害福祉サービス事業所共に、利用者の半数以上又は10人以上が感染又はその恐れがある場合は、保健所への報告も必要。

新型コロナウイルス感染症発生の場合は、利用者又は職員1名以上の発生で保健所へ報告する。

報告すべき事故について

(4) 職員（従業者）の法令違反及び不祥事等の発生

利用者の処遇等に影響がある場合。

（例：利用者に対する虐待、利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失等）

事故発生時の対応

(1) 事故発生時のマニュアル作成等

事業所は、事故発生時の対応方法等（事故の範囲、対応方法、連絡先、連絡方法）を事前に定めてください。その内容は、従業者に十分に周知してください。

(2) 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、マニュアル等に基づき、速やかに必要な措置を講じ、採った処置については、記録に残してください。

事故発生時の対応

(3) 再発防止の対策

事故やヒヤリ・ハット事例が発生した場合は、状況を確認し、原因を分析して、事業所全体として再発防止策を検討してください。

また、その内容は、従業者に周知し、再発防止に努めてください。

事故とヒヤリ・ハットの区別

ヒヤリハットは、重大な事故は起こらないものの、事故になってもおかしくない事例を指します。

例) 事 故 : 足元がふらつき転倒した。

ヒヤリ・ハット : 足元がふらつき転倒しそうになったが、従業者が支えた。

4 .

利用者への虐待防止 について

虐待に関する法律・資料

虐待に関する法律・資料

高齢者

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・ 神奈川県HP 「高齢者虐待防止に関する資料・教材」
- ・ 身体拘束ゼロへの手引き

障害者

- ・ 障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

虐待の通報義務等

虐待の通報義務

従業者は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにその旨を市町村に通報しなければなりません。

守秘義務との関係

従業者が虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」には当たりません。

公益通報者保護

虐待を通報した従業者は、通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けません。

虐待の未然防止と早期発見

虐待の未然防止

- ・ 事業者は、従業員に対し、虐待に関する研修の実施、利用者からの苦情処理の体制整備、その他必要な措置を講じるようにしてください。
- ・ 養護者からの虐待が疑われる場合は、相模原市各区高齢・障害者相談課等に通報し、また、関係サービスが協議し、養護者を支援できる体制を整えてください。

虐待の早期発見

- ・ 従業員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるようにしてください。
そのためには、利用者の身体面や行動面の変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

虐待の未然防止と早期発見

虐待の防止のための体制づくり

- ・ 虐待に至る原因は多岐に渡りますが、その原因を従業者個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ、取り組んでください。
- ・ リスクマネジメントとしても、日ごろの業務における悩みや相談を受け止め、介護・支援方法に対してアドバイスができる体制を整備し、従業者の労働条件の改善にも留意するようにしてください。
- ・ 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければならない旨を、従業者に周知してください。

身体拘束について

虐待に繋がる身体拘束

正当な理由なく行う身体拘束は、身体的虐待となる可能性があります。
身体拘束を行う場合は、次の3要件を必ず確認してください。

やむを得ず身体拘束をする際の3要件（すべてに合致すること）

切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性

身体拘束や行動制限を行う以外に代替方法がないこと。

一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

身体拘束について

やむを得ず身体拘束を行う場合

身体拘束を行う前に、その必要性があるか、事業所内で慎重に検討・決定し、個別サービス計画に記載するようにしてください。

また、本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得てください。

なお、身体拘束を行った場合は、利用者の様子等を記録し、随時、身体拘束の必要性を検討するようにしてください。

身体拘束の具体例

- ・ 車いすやベッドに縛り付けたり、自分の意思で出られない居室等に隔離する
- ・ 手指の機能を制限するために、つなぎ服を着せる
- ・ 行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる

5 .

訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて

訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて

○用語説明

・訪問介護労働者

ここでいう訪問介護労働者とは、訪問介護事業に使用される者であって、介護保険に定める訪問介護に従事する訪問介護員又は老人、障害者等の居宅において入浴、食事等の介護やその他の日常生活上の世話をを行う業務に従事するものをいう。したがって、介護保険法の適用の有無にかかわらないものであること。

訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて

○令和3年1月15日厚生労働省通知「訪問介護労働者の移動時間等の取扱いについて」が発出されました。

- ・移動時間及び待機時間の取扱い

以前より、訪問介護労働者に係る移動時間及び待機時間は、使用者が、業務に従事するために必要な移動を命じ、当該時間の自由利用が労働者に保障されていないと認められる場合には、労働時間に該当するとされています。

詳細については、同通知をご確認ください。

6 .

運営基準に規定されて
いない事項について
(助言)

運営基準に規定されていない事項について（助言）

- ▶ 事業所・施設より利用者・入居者に関する対応で苦慮している旨の相談が相次いでいます。
- ▶ 相談内容としては、基準省令に規定されていない事項に関するものが多くを占めています。
- ▶ 基準省令に規定されていない事項に関する対応については、民事契約の内容に基づき決定されることとなります。
- ▶ 契約内容に基づく対応をできる限り明確化し、利用者・入居者とのトラブルを防ぐため、特にサービス利用に当たっての留意事項や禁止行為、契約解除に係る規定等について、詳細に規定することを推奨します。

令和2年度の集団指導の内容
は以上です。
今後とも適正な運営を行うよう
お願いします。